

銀座街づくり会議

<http://www.ginza-machidukuri.jp>

〒104-0061 中央区銀座4-6-1 銀座三和ビル3F

Tel: 03.3567.1535 / Fax: 03.3563.0236 / E-mail: info@ginza-machidukuri.jp

*メール配信をご希望の方はお知らせください*このNewsLetterは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています*本誌の内容を、許可なく無断で複写・複製および転用・転載することを禁じます*

銀座5-8丁目西側には、平日22-25時に、「車両進入禁止」「タクシー乗車禁止・乗場指定」の規制がかかっています。昭和45年から運用が始まって以降、夜の銀座の安心安全を支えてきました。この地区は、昭和初期からカフェや高級クラブが並び、華やかな夜の銀座の世界をつくりだし

ました。一方、規制当時の銀座は、高級クラブの利用客等を目当てにしたタクシー列で大渋滞でした。そこで築地警察や国道交通省関東運輸局の協力を得て、現在の規制がつくられました。運用から約50年を経た今、より安心して快適な交通環境をめざして、規制の見直し検討を進めています。

銀座5-8丁目西側 平日22-25時の

「車両進入禁止」・「タクシー乗車禁止・乗場指定」規制一部解除を求める要望書を提出しました

銀座5-8丁目西側の平日22-25時の間にかかる「車両進入禁止(築地警察所管)」「タクシー乗車禁止・乗場指定(関東運輸局所管)」の規制導入から約50年が経ち、社会情勢や車を取り巻く環境、道路状況の改善等、さまざまな状況が変化したことから、規制の見直しを求める声が高まっていました。当該エリアでは、ホテル利用客が空港からタクシーで来ても、規制によってホテルの前では降りられません。また、飲食店の前でタクシーの乗降ができず、夜間飲食等の接待需要が低下するなど商売に深刻な影響が出ています。こうした実態に加え、国際化に向けたナイトエコノミーへの意識の高まり、そして高齢者・身障者・旅行者等の交通弱者の銀座の夜の利便性向上を目指し、2016年から勉強会と現地調査を行ってきました。

勉強会では、専門家(中村文彦先生(横国大理事・副学長))を交えて、銀座の安心して快適な夜間交通のあり方について議論を重ねました。2018年8・11月には、地域課題や実態をよりスムーズに関係者が共有できるように、築地警察署と関東運輸局にもご出席いただき、意見を交わしました。

そして2018年11月の勉強会において、タクシーを公共交通と位置付け、時代に合った利便性の高い交通環境を整備すべく、時間をかけて検証を重ねていくことを前提に、「規制地区内の通りを限定せずに、実車の進入のみを許可する」方向でまとまりました。

しかしながら、課題は山積しています。実車のみ進入という一部解除では、①進入したタクシーが本当にエリア内で降車させるのか、通過するだけの違反車かどうか見分けがつかない、②降車後、再びエリア内で乗車させれば、乗場が機能しなくなる、③乗車拒否と勘違いしたお客様が運転手とトラブルになる、という

課題への対応が必要です。 

それでは規制を全面的に解除してはどうでしょうか。④規制エリア内が車両であふれ、規制前(S45)当時の状態(大渋滞)に戻ってしまう、⑤乗場以外での乗車拒否によってお客様と運転手のトラブルが起きるのではないかと、⑥悪質運転手の増加、⑦乗場機能の低下、⑧渋滞により、緊急車両の進入や活動が妨げられないか、など、さまざまな問題が同時に起こることが予想され、現時点では現実的ではありません。

しかし、今の規制による商売への影響や商業都市である銀座の交通環境のあり方を考えると、現行が最善でもありません。そのため、①-③の課題はありますが、今後の検討・検証のためにも、まずは段階的に「規制地区内で降車するタクシー車両の進入のみ許可」という勉強会でまとめた銀座の方針実現を目指そうと、関東運輸局(2/8)と築地警察(2/20)に要望書を提出しました。

実現にあたっては、関東運輸局の懸念する①-③の課題解決が大きな突破口となりますが、現時点では築地警察が、関東運輸局も含めて、署内や本庁、タクシーセンター等の関係各所と折衝されることになっており、各所との調整を委ねている状況です。

将来的には、実情を見ながら全面解除を視野に入れ、お客様がより快適に、安心安全に銀座を楽しめるような交通環境整備を目指して、今後も時間をかけて関係各所とともに検討を続けていきます。

◆要望書は以下からご覧いただけます。
銀座街づくり会議WEBサイト
<http://www.ginza-machidukuri.jp/>
→ ニュースリリース → 活動報告

